

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年3月27日
【会社名】	オプテックスグループ株式会社 (旧会社名 オプテックス株式会社)
【英訳名】	OPTEX GROUP Company, Limited (旧英訳名 OPTEX Company,Limited) (注)平成28年9月30日開催の臨時株主総会の決議により、 平成29年1月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼COO 小國 勇
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役兼CFO 東 晃
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号 (同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は下記で行っております。) 滋賀県大津市雄琴五丁目8番12号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長兼COO 小國 勇及び専務取締役兼CFO 東 晃は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、平成28年12月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社の財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

評価の範囲は、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」という。）の整備及び運用状況の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象となる内部統制の範囲にある業務プロセスを分析し、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象としました。

全社的な内部統制及び財務報告に係る内部統制の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の事業活動に大きく係る連結ベースでの勘定科目（売上高、買掛金、棚卸資産）に至る業務プロセスを評価の対象としました。また事業拠点としては、それぞれの勘定科目について、連結財務諸表金額（連結会社間取引及び棚卸資産の未実現利益の消去後）を指標にして、概ね3分の2に達するまで事業拠点を選定し評価の対象としました。業務プロセスは、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価しました。なお、財務報告への影響を勘案して見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、個別に評価の対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成28年12月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。